

## アフリカ知的財産ニュースレター Vol.34

### はじめに

本号では、アフリカの法執行官の知財教育、エチオピアに新たに導入された植物育成者権、南アフリカで示された商標に関する重要な判決、ジンバブエの知的財産ポリシーについて紹介する。

### ARIPO—知財エンフォースメントに関する教育

日本国特許庁（JPO）は、かねてからアフリカの法執行職員の教育に積極的に関与してきた。アフリカ広域知的財産機関（ARIPO）は、「*Training of Trainers Workshop on the Teaching of Intellectual Property (IP) in Police Colleges of the ARIPO Member States*」（ARIPO 加入国警察大学知的財産教育指導者養成ワークショップ）と呼ばれる研修イベントを組織し、このイベントは 2018 年 7 月 2 日～3 日にハラレ（ジンバブエ）の ARIPO 本部において実施された。JPO 以外にも、米国司法省、国際刑事警察機構、南アフリカ警察といった組織がこのイベントに参加した。

今回のワークショップの目的は、ARIPO 加入国の検察官および法執行官が知的財産侵害を告発するのを支援することである。この研修で取り上げられた主題には以下のようなものが含まれていた：関連の犯罪の本質的要素の認識；知財犯罪の訴追を成功させる要件の分析；国境取締；複数国にまたがる事件の管轄権；国境を越えた法的支援；IP 犯罪の捜査で遭遇した課題と経験に関する解決策の模索；以下の国々における関連刑法規定の確認—ボツワナ、ガーナ、ケニア、レソト、マラウィ、モザンビーク、タンザニア、ザンジバル、ウガンダ、ザンビア、ジンバブエ。

### エチオピア—植物育成者権（PBR）に関する新法

エチオピアは最近、植物育成者権に関する法律「植物育成者権に関する布告第 1068/2017 号」（Plant Breeders' Rights Proclamation, No. 1068/2017）を公開した。この布告は以下のような様々な問題を扱っている。

適用：この布告は、当局が発行する指令によって例外とされたものを除き、エチオピア全土において植物のすべての属および種に適用される。

保護基準：保護の基準となる要件は区別性、均一性、安定性および新規性である。外国産の個々の品種に関しても、当局は国産品種と同様な判断手続により区別性、均一性および安定性を認定することができる。これにより、すでに外国で登録されていた PBR の登録がエチオピアの国益に適うと見なされた場合には当該 PBR の登録が認められる。その場合の保護期間は最初の登録による保護期間に限定される。

保護範囲：PBR の登録には、保護対象の種苗および繁殖材料の販売又は生産を行い、もしくは他人にその販売又は生産を委託する排他的権利が含まれる。この権利は、以下のいずれかに該当する品種にも適用される：保護品種の派生品種；保護品種と明確に区別し得ない品種；その生産に保護品種を繰り返し使用することが要求される品種。

農業従事者又は田園共同体の権利：これらの権利により、小規模農家および農業共同体が非営利で行う保護品種の保存、使用および交換は育成者権の適用除外とされる。

公益に基づく制限：PBRのせいで需要が満たされない場合や、PBRの行使が食糧供給や公衆衛生に悪影響を及ぼす場合には、エチオピア当局はPBRに制限を課すことができる。

強制実施許諾：公益のための強制実施許諾や、権利者が十分な数量の種苗の生産販売を行っていない場合の強制実施許諾に関する規定が設けられている。

保護期間：PBR登録の有効期間は一年生作物については20年、樹木、蔓植物その他の多年生植物については25年とされている。

適格性：エチオピア人であっても外国人であっても、エチオピア国内又は外国で育成された新規植物品種についてPBRを出願することができる。エチオピアは先願主義を採用している。

品種名：品種の命名に際しては、他の品種に類似した名称や混同を惹起するような名称は避けなければならない。

行政/手続上の側面：登録は、願書（その詳細は後日に発表される予定）によって開始される；登録手続には、遺伝資源の出所又は供給源、種苗の合法的な入手、生物学的安全性に関するエチオピアの法に関する宣誓供述書が要求されることになる；14日以内に仮決定が示される；異議申立のための公開制度が設けられる；サンプルの預託が要件とされる；品種の本質的特徴の維持が要件とされる。

譲渡および取消：PBRの譲渡は可能であるが譲渡の登録が要求される；様々な理由に基づくPBRの取消も可能である。

侵害：権利者による権限の付与が必要とされる行為を許可なく行った場合、そのような行為はすべて侵害とされる。

## 南アフリカー商標に関する重要な判決

南アフリカ最高裁（SCA）は最近、*Novartis v Cipla Medipro (Pty) Ltd.*の事件において、商標に関する重要な判決を言い渡した。

この訴訟で争点となったのは、第5類（医薬品）に属する商標「CURIDA」の登録出願が、同じ第5類に属する商標「CURITAZ」が先に出願されていたことを理由に拒絶されるのが妥当か否かという問題である。同一又は類似の商品を対象とする同一又は類似の商標の先行出願又は先行登録に基づく拒絶を認めた南アフリカ商標法第10条(14)の規定に基づき、「CURIDA」の出願に対する異議申立が提起されたのである。

SCAは欺罔又は混同の可能性があると判断し、前記の異議は認められるべきであると判示した。商標の最初の音節が最も重要な要素となりやすいというのは周知の事実である、とSCAは指摘している。本件の場合、問題の2つの商標に共通する接頭辞「CURI」はありふれた言葉ではない上に音声学的にもインパクトがある、と同裁判所は考えたのである。さらに、欺罔又は混同の可能性に関する判断基準は、問題の商品が処方薬であるとしても通常の場合と変わらない、とSCAは述べている（問題の商品が処方薬である場合、それら商品の処方と提供は専門家（医師および薬剤師）によって行われるため、欺罔や混同が生じる可能性は通常よりも小さくなると主張されることもあるのだが）。

SCAはいくつかの一般的な所見を示している。欺罔と混同との違いは、両方の商品が同一の供給元から提供されたと消費者が推定した場合に欺罔が発生するのに対し、混同は、それら商品が同一の供給元に由来するのかどうかという疑問が消費者の念頭に湧いただけで発生するという点である、とSCAは述べている。さらに、欺罔又は混同の可能性を判断するに当たって、裁判所は商標の機能、すなわち出所を表示する機能に関して「価値判断」を行う必要がある。この価値判断は、「主として第一印象の問題であり、2つの商標の類似性や差異を認定する際には過剰な詮索をすべきではない」。

本件において判断を問われる問題は比較的単純であると示唆したものの、最高裁は判断に当たって考慮に入れるべき点をいくつか列挙している。例えば以下のような点である。

- 欺罔又は混同の可能性は全体的に評価されなければならない。
- 問題は平均的な消費者の視点で判断されなければならない。平均的な消費者は妥当な情報を提供され、妥当な慎重さと観察力を備えているものと想定されるが、そのような消費者が商標に関する不完全な画像や記憶を信用してしまうこともありうる。
- 平均的な消費者は、商標を全体として知覚するのが普通である。
- 問題の2つの商標を並べて比較するとともに、それぞれの商標を個別に検討しなければならない。
- 商標の視覚的、聴覚的、概念的な類似性が評価されなければならない。
- 商標の中で識別力を有する要素および支配的な要素が考慮されなければならない。また、支配的な印象も同様に考慮されなければならない。
- 万人について欺罔又は混同が発生する必要はなく、実質的な人数について欺罔又は混同が生じれば十分である。
- 一方の商品が他方の商品の製造元に由来すると消費者が実際に信じるであろうことを立証する必要はなく、単に両方の商品の出処について混同が生じる可能性があることを立証すれば十分である。

SCAは、さらに興味深い問題も検討している：商標に対する異議申立手続において立証責任を負うのは誰か、という問題である。SCAは過去の判例を調査し、欺罔又は混同が生じる合理的な可能性が存在しないことを立証する責任は出願人の側に課されることが確定されている、と述べている。

### ジンバブエ—知的財産ポリシー

アフリカ諸国の中で、最も直近に知的財産ポリシー文書を公表した国はジンバブエである。「ジンバブエの知的財産ポリシーおよび実施戦略」 (*Zimbabwe Intellectual Property Policy and Implementation Strategy*) と題された文書は2018年6月28日付で発表された。

この文書は、知的財産は「当国の経済的運命の好転に利用できるかもしれない」という希望を表明している。同国が「知的財産に関する国家ポリシーおよび戦略を切実に必要としている」としている。そのようなポリシーや戦略は、「ジンバブエを資源依存型の経済から知識集約型の経済に転換させ、それによって知的財産権の制度や開発にテコ入れがなされる可能性がある」。このポリシーの背後にある考え方は、「経済的成長と持続可能な開発を推進するために知的財産をどのように運用・利用するのが最善かという問題に関する方向性の提供」である。

より具体的に言えば、知的財産ポリシーはジンバブエを「高水準の知財認識、知財意識および知財リテラシー」を備えた国に変貌させると同時に、「創造性、イノベーションおよび発明精神といった文化」を有する国にしてくれるはずだ、と同文書は述べている。そのための重要な要素は、「信頼できる知財法と知財エンフォースメント手順」を持つことである。それとは別に、知財創出や商業化に対する資金提供の方法を見出すことも課題となる。

[特許庁委託]  
アフリカ知的財産ニュースレター Vol. 34

[著者]

Spoor & Fisher



spoor • fisher  
patents • trade marks • copyright

[発行]

日本貿易振興機構 ドバイ事務所  
Room No.3503, 35th Floor, The One Tower, Barsha Heights, TECOM, Dubai,  
U.A.E.

Tel: +971 4 5645878 Email: dubai\_ipr@jetro.go.jp



JETRO  
日本貿易振興機構(ジェトロ)

2018年9月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、Spoor & Fisher が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。